

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
エキシマレーザー血管形成装置 CVX-300保守契約	高知赤十字病院 用度課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.4.1	高知市南久保9-8 株式会社シーメック	¥1,100,000	契約の目的である保守点検について機器納入業者でなければ実施でない。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
デジタルガンマカメラ SYMBIAE/4C保守契約	高知赤十字病院 用度課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.5.1	高知市本町4丁目2番40号 キャンメディカルシステムズ株式会社高知センター	¥2,995,014	契約の目的である保守点検について機器納入業者でなければ実施でない。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
超音波画像診断装置コンベックス プローブ	高知赤十字病院 用度課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.5.21	高知市本町2丁目3番14号 株式会社末徳屋医療器店	¥1,848,000	医療機器の付属品であり機器本体の納入業者でなければ実施でない。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
デジタルX線TV装置DREX- RF80/J1保守契約	高知赤十字病院 用度課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.6.1	高知市本町4丁目2番40号 キャンメディカルシステムズ株式会社高知センター	¥1,122,000	契約の目的である保守点検について機器納入業者でなければ実施でない。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
デジタルX線TV装置DREX-U180/07保守契約	高知赤十字病院 用度課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.6.1	高知市本町4丁目2番40号 キャンメディカルシステムズ株式会社高知センター	¥1,656,000	契約の目的である保守点検について機器納入業者でなければ実施でない。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
薬剤部調剤機器保守契約	高知赤十字病院 用度課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.6.1	高知県南国市蛸が丘2-3-1 株式会社アステイス	¥2,200,000	契約の目的である保守点検について機器納入業者でなければ実施でない。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
服薬指導支援システムCP-MAP保守契約	高知赤十字病院 用度課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.6.1	高知県南国市蛸が丘2-3-1 株式会社アステイス	¥1,067,000	契約の目的である保守点検について機器納入業者でなければ実施でない。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
	高知赤十字病院 用度課 高知市秦南町1丁目4番63-11号					

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
気送管設備の保守点検業務委託契約	高知赤十字病院 病院資産・施設管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.4.1	(株)日本シューター大阪支店 大阪市西区阿波座2-2-18	1,078,000	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため 日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号	
医療ガス配管設備機器の保守点検業務委託契約	高知赤十字病院 病院資産・施設管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.5.1	エア・ウォーター防災(株)広島営業所 広島市南区段原南1丁目3番53号	3,762,000	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため 日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号	
	高知赤十字病院 病院資産・施設管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号					
	高知赤十字病院 病院資産・施設管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号					

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
ソフトウェア・ハードウェア保守契約 【病理システム Pathotopia】	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.6.1	アルフレッサ篠原化学株式会社 高知市南御座9-41	¥1,650,000	契約の目的である保守点検について機器納入業者でなければ実施でない。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
FUJIFILM医用情報管理システム Prescient OR総合保守契約	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.6.1	株式会社シーメック 高知市南久保9-8	¥4,796,000	契約の目的である保守点検について機器納入業者でなければ実施でない。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
保守サービス 【MEDI-BANK MEDI-UNITE】	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.6.1	インフォコム株式会社 東京都渋谷区神宮前2-3-15	¥1,056,000	契約の目的である保守点検について機器納入業者でなければ実施でない。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
Claioアプリケーション保守契約書	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.6.1	テック情報株式会社 徳島県板野郡板野町犬伏字東谷6-33	¥2,640,000	契約の目的である保守点検について機器納入業者でなければ実施でない。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額（円）	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
ネットワークシステム運用保守業務委託契約書	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.6.1	富士通Japan株式会社 高知支店 高知市本町4-2-40	¥4,400,000	契約の目的である保守点検について機器納入業者でなければ実施でない。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
保守契約書【生体情報管理システムGAIA】	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.6.1	株式会社シーメック 高知市南久保9-8	¥1,320,000	契約の目的である保守点検について機器納入業者でなければ実施でない。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
保守契約書【生理検査システム】	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.6.1	株式会社シーメック 高知市南久保9-8	¥4,400,000	契約の目的である保守点検について機器納入業者でなければ実施でない。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
保守サービス契約書【受付機、精算機等】	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.6.1	株式会社アルメックス 東京都品川区上大崎3-1-1	¥2,310,000	契約の目的である保守点検について機器納入業者でなければ実施でない。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
パッケージ保守委託契約書 (電子カルテ)	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.6.1	日本電気株式会社高知支店 高知市本町一丁目1-3 朝日生命高知本町ビル7F	¥2,970,000	契約の目的である保守点検について機器納入業者でなければ実施でない。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
SE保守委託契約書 (電子カルテ)	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.6.1	日本電気株式会社高知支店 高知市本町一丁目1-3 朝日生命高知本町ビル7F	¥20,856,000	契約の目的である保守点検について機器納入業者でなければ実施でない。「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	契約上、特殊の物品又は特別の目的があるため、買入れ先が特定され、または特殊の技術を必要とするとき。
富士フィルム医用画像情報システム	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.4.1	キャノンメディカルファインランス株式会社 東京都中央区日本橋人形町2丁目14番10号	¥91,124,880	PACS更新であり、契約上、特殊の物品又は特別の目的があるため、買入れ先が特定され、または特殊の技術を必要とするときであり、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため	84か月リース契約 月額:¥1,084,820(税込)
キャノン医用画像診断部門システム	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R3.4.1	キャノンメディカルファインランス株式会社 東京都中央区日本橋人形町2丁目14番10号	¥50,792,280	PACS更新であり、契約上、特殊の物品又は特別の目的があるため、買入れ先が特定され、または特殊の技術を必要とするときであり、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため	84か月リース契約 月額:¥604,670(税込)

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。